

和歌山市景観計画の変更について（和歌の浦景観重点地区）

変更の内容

昨今、和歌の浦景観重点地区において、周囲との景観に調和しない工作物の設置により、和歌の浦の良好な景観形成が失われつつあります。現行では、工作物のうち、装飾塔や彫像を含むモニュメント類（高さ10m超又は築造面積100㎡超）については、和歌山市景観条例及び本規則の基づく届出対象であります。小規模なもの（高さ10m以下及び築造面積100㎡以下）については届出対象外のため、設置された後に景観に関する是非が問題となり、その時に初めて行政に情報が入るといった状況となっています。このことから、モニュメント類のうち小規模なものについても、市が事前に把握し、必要に応じて助言、指導等を行えるようにするため、届出対象とします。

なお、モニュメント類以外の工作物については届出対象規模を現行どおり（高さ10m超 又は築造面積100㎡超）とします。**新基準での届出開始は令和2年7月1日です。**

【変更前】景観計画における工作物の定義（「モニュメント」記載部分を抜粋）

・道路又は公園に設置される公衆電話所、バス停留所、標識、照明灯（道路又は公園の管理者が設置するものを除く。）、変圧塔、アーチ、アーケード、モニュメントその他これらに類するもの

【変更前】景観計画における工作物の届出対象行為（モニュメント類は表中の「②その他の工作物」に該当する。）

区 分		規 模
工作物の新設、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	①製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ・汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの ・太陽光発電設備等の用途に供するもの	高さ10m超 又は 築造面積100㎡超
	② <u>その他の工作物</u>	

※景観法又は和歌山市景観条例で、届出を要しない行為が規定されています。



【変更後】景観計画における工作物の定義（抜粋）

・道路又は公園に設置される公衆電話所、バス停留所、標識、照明灯（道路又は公園の管理者が設置するものを除く。）、変圧塔、アーチ、アーケード、モニュメント（装飾塔、記念塔、彫像、記念碑、彫刻、塔、噴水、彫塑、パブリックアート、物の形（動植物、人形、機械など）をモチーフとした装飾）その他これらに類するもの

【変更後】景観計画における工作物の届出対象行為

区 分		規 模
工作物の新設、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	①製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ・汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの ・太陽光発電設備等の用途に供するもの	高さ10m超 又は 築造面積100㎡超
	② <u>モニュメントその他これに類するもの ※1</u>	<u>全ての行為</u>
	③ <u>その他の工作物</u>	高さ10m超 又は 築造面積100㎡超

※景観法又は和歌山市景観条例で、届出を要しない行為が規定されています。

※1 装飾塔、記念塔、彫像、記念碑、彫刻、塔、噴水、彫塑、パブリックアート、物の形（動植物、人形、機械など）をモチーフとした装飾等をいう。